

規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	広告に関する規制の強化
担当部局・評価者	環境省自然環境局野生生物課長 中島 慶二 電話番号:03-5521-8282
評価実施時期	平成25年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の強化と、登録を受けた国際希少野生動植物種の適正な流通管理を図る。
内容	希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布の目的で広告することを原則として禁止する。ただし、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の場合は例外とし、登録等を受けた個体等であることその他必要な事項を表示しなければならないこととする。 広告は譲渡し等につながる前段階の行為である陳列と同等の行為であることから、現行の法における陳列に係る全ての規定(陳列の禁止(第17条)、措置命令(第18条)、報告徴収及び立入検査(第19条)、登録個体等の管理(第21条)及び登録機関の申請者の要件(第23条))について、広告も同様の内容を規定することとする。
関連条項	法第17条～第19条、第21条、第23条
必要性	希少野生動植物種はその希少性の高さから高額で取引される性質があり、現行においては希少野生動植物種の個体等の違法な譲渡し等の未然防止を目的として、譲渡し等につながる前段階の行為である陳列を禁止している(法第17条)。しかし、近年広く行われているインターネット上又は紙媒体等での掲載については特段の規定がなく、十分に対応できていない。法の運用においては当該個体等の画像を伴う場合に限り陳列に該当すると解釈してきたが、画像がない場合も販売又は頒布の意思が明確である場合は譲渡し等につながる前段階の行為であることには変わりなく、本来同等に規制すべき行為であることから実物を伴う陳列とほぼ同目的の行為である広告に関する規制を強化する必要がある。
費用	
遵守費用	流通が可能な、登録を受けた国際希少野生動植物種に関しては以下のような遵守費用が発生する。 ①登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するため、広告の前段階での登録に係る申請のための郵送料、印刷紙代、通信費用 ②登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記せずに広告をしていた者が新たに明記するためにかかる印刷、ネット掲載等に係る費用
行政費用	適正な広告が行われていない場合における措置命令(第18条関係)、報告徴収及び立入検査(第19条関係)に係る費用及び、上記①の場合における登録申請に係る費用が発生する(ただし、手数料をとることで費用の一部を補完する。)
その他の費用	特に発生しない。
便益	希少野生動植物種の違法な譲渡し等につながる広告が禁止され、また、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の場合は、販売又は頒布をしようとしている個体等が、適法に譲渡し等が可能なものとして登録等を受けているかどうかの確認が容易になり、より適正な流通管理が図られる。以上より、違法な譲渡し等の未然防止ができ、絶滅のおそれのある種の保存が図られる。

想定される代替案							
代替案①	<p>行政指導及び普及啓発等により、希少野生動植物種の広告をしないよう促すとともに、登録を受けた国際希少野生動植物種の場合は適正に登録された個体等である旨を明記した広告となるよう促す。</p>						
	<p>費用</p> <table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td> <p>流通が可能な、登録を受けた国際希少野生動植物種に関しては以下のような遵守費用が発生する。</p> <p>①登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するため、広告の前段階での登録に係る申請のための郵送料、印刷紙代、通信費用</p> <p>②登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記せずに広告をしていた者が新たに明記するためにかかる印刷、ネット掲載等に係る費用</p> </td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特に発生しない。</td> </tr> </table>	遵守費用	<p>流通が可能な、登録を受けた国際希少野生動植物種に関しては以下のような遵守費用が発生する。</p> <p>①登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するため、広告の前段階での登録に係る申請のための郵送料、印刷紙代、通信費用</p> <p>②登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記せずに広告をしていた者が新たに明記するためにかかる印刷、ネット掲載等に係る費用</p>	行政費用	行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。	その他の費用	特に発生しない。
	遵守費用	<p>流通が可能な、登録を受けた国際希少野生動植物種に関しては以下のような遵守費用が発生する。</p> <p>①登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するため、広告の前段階での登録に係る申請のための郵送料、印刷紙代、通信費用</p> <p>②登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記せずに広告をしていた者が新たに明記するためにかかる印刷、ネット掲載等に係る費用</p>					
	行政費用	行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。					
その他の費用	特に発生しない。						
便 益	<p>代替案では、広告に関する遵守が任意であり、行政指導の範囲であることから、希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の効果が限定的である。また、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の場合は、販売又は頒布をしようとしている個体等が、適法に譲渡し等が可能なものとして登録等を受けているかどうかの確認ができず、流通管理に支障が生じる。</p>						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>広告規制のうち国際希少野生動植物種に関しては、広告をしようとする者に対して登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するための費用等が発生するが、国際希少野生動植物種の適正な流通管理が図られ、違法な譲渡し等の未然防止の強化が期待できることから、希少種の種の保存がなされる便益を期待できる。</p> <p>一方で、代替案①では、同等の遵守費用がかかるものの、行政指導の範囲であることから、希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止を担保することが出来ない。</p> <p>このことから、当該規制は有効である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>平成25年3月26日開催の中央環境審議会自然環境部会において、広告に関する規制の強化をすることが適当である旨の答申を受けた。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行3年後を予定。</p>

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案 】

規制の内容	広告に関する規制の強化	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 電話番号：03-5521-8282	
評価実施時期	平成25年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の強化と、登録を受けた国際希少野生動植物種の適正な流通管理を図る。</p> <p>【内容】希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布の目的で広告することを原則として禁止し、登録を受けた個体等の場合は、必要事項を表示しなければならないこととする。</p> <p>【必要性】希少野生動植物種の個体等の違法な譲渡し等の未然防止を目的として、譲渡し等につながる前段階の行為である陳列を禁止しているが、近年広く行われているインターネット上又は紙媒体等での掲載については特段の規定がなく、十分に対応できていないことから、実物を伴う陳列とほぼ同目的の行為である広告に関する規制を強化する必要がある。</p>	
	関連条項	法第17条～第19条、第21条、第23条
想定される代替案	行政指導及び普及啓発等により、希少野生動植物種の広告をしないよう促すとともに、登録を受けた国際希少野生動植物種の場合は適正に登録された個体等である旨を明記した広告となるよう促す。	
規制の費用	費用の要素	
	代替案①の場合	
	(遵守費用)	適正な広告のための費用が発生する
(行政費用)	適正な広告が行われていない場合における費用が発生する	行政指導等に係る費用が発生する
(その他の社会的費用)	特に発生しない	特に発生しない
規制の便益	便益の要素	
	代替案①の場合	
	希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の強化と、登録を受けた国際希少野生動植物種の適正な流通管理を図ることができる。	行政指導の範囲であることから、希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の強化と、登録を受けた国際希少野生動植物種の適正な流通管理に支障が生じる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	適正な広告に係る費用等が発生するが、国際希少野生動植物種の適正な流通管理が図られ、違法な譲渡し等の未然防止の強化が期待できることから、希少種の種の保存がなされる便益を期待できる。このことから、当該規制は有効である。	
有識者の見解その他の関連事項	平成25年3月26日開催の中央環境審議会自然環境部会において、広告に関する規制の強化をすることが適当である旨の答申を受けた。	
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行3年後を予定。	
備考		

規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	登録関係事務手続の創設
担当部局・評価者	環境省自然環境局野生生物課長 中島 慶二 電話番号:03-5521-8282
評価実施時期	平成25年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	登録関係事務手続を改善することで、国際希少野生動植物種の国内流通を適切に管理する。
内容	<p>登録を受けた個体等について、登録票と個体等の対応関係をより明確にするため、個体の性状が変化(生体(個体)から製(個体の加工品)への変更等)した場合等における登録票の記載事項の変更に係る手続を創設する。</p> <p>具体的には、区分(個体、器官、個体の加工品、器官の加工品の4区分)に変更を生じた場合は変更登録、主な特徴(形態、大きさ等)に変更を生じた場合は書換交付をそれぞれできることとし、区分に変更が生じた場合は変更登録の申請をする場合を除いて登録票を返納しなければならないこととする。</p> <p>また、登録に係る個体等の占有者の住所等に変更を生じた場合の届出手続を創設する。</p>
関連条項	法第20条
必要性	<p>交付された登録票とともに陳列又は譲渡し等を行うことで個体等の国内流通を適切に管理するという登録制度の趣旨をかんがみると、登録票と個体等の対応関係が明確である必要がある。現状では当該変更の手続については法に規定がなく運用上の対応を行っており、円滑な登録事務の実施に支障が生じている。国内での流通過程における登録票と個体等の対応関係をより明確にし、登録票の適切な取扱いを確実なものとするため、変更を生じうる登録票の記載事項について変更の手続を新たに規定する必要がある。</p> <p>また、個体等の所在を明らかにしておくため、住所等に変更があった場合の届出を新たに規定する必要がある。</p>
費用	
遵守費用	<p>①変更登録・書換交付の申請時における法で定める手数料</p> <p>②変更登録・書換交付の申請、住所変更の届出に係る郵送料、印刷紙代、通信費用</p> <p>③変更登録をしない場合は登録票を返納するための郵送料が発生する。</p>
行政費用	変更登録・書換交付の申請、住所変更の届出又は登録票の返納に係る事務費用が生じる。(ただし、手数料をとることで費用の一部を補完する。)
その他の費用	特に発生しない
便益	<p>国際希少野生動植物種の国内流通において、登録票と個体等の区分の合致が担保されることで対応関係がより明確になり、適法な登録を受けた個体等であるかの確認が容易になるため、国際希少野生動植物種の個体等の流通管理が強化される。</p> <p>また、住所変更届出の規定により、登録票に係る個体等の所在を明らかにしておくことの実効性がより高まる。</p> <p>以上より、絶滅のおそれのある種の保存が図られる。</p>

想定される代替案

登録個体等の区分に変更を生じた場合又は特徴に変更を生じた場合は、その変更経緯を記載して個体等と登録票との対応関係を補完する書類を占有者が作成し、登録票とともに備え付けて譲渡し等を行うよう行政指導を行うこととする。また、占有者の住所等に変更があった場合は任意の届出を受けることとする。

代替案①	費用	
	遵守費用	対応関係を補完する書類にかかる印刷紙代等が発生する。
	行政費用	行政指導等に要する費用が発生する。
	その他の費用	特に発生しない。

便 益

代替案では、行政指導による任意の手続きであるため、個体等と登録票の区分の合致が担保されず、国際希少野生動植物種の個体等の適切な流通管理に支障が生じる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

①変更登録・書換交付の申請時における法で定める手数料、②変更登録・書換交付の申請、住所変更の届出に係る郵送料、印刷紙代、通信費用、③変更登録をしない場合は登録票を返納するための郵送料等が発生するが、登録票と個体等の区分の合致が担保されることで対応関係がより明確になり、適法な登録を受けた個体等であるかの確認が容易になるため、国際希少野生動植物種の個体等の流通管理が強化される。また、住所変更届出の規定により、登録票に係る個体等の所在を明らかにしておくことの実効性がより高まることが期待できる。以上から絶滅のおそれのある種の保存が図られる。

一方で、代替案①では、行政指導による任意の手続きであるため、個体等と登録票の区分の合致が担保されず、国際希少野生動植物種の個体等の適切な流通管理に支障が生じる。

このことから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

平成25年3月26日開催の中央環境審議会自然環境部会において、登録票の管理方法の改善を行うことが適当である旨の答申を受けた。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行3年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案 】

規制の内容	登録関係事務手続の創設	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 電話番号：03-5521-8282	
評価実施時期	平成25年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】登録関係事務手続きを改善することで、国際希少野生動植物種の国内流通を適切に管理する。</p> <p>【内容】登録を受けた個体等について、登録票と個体等の対応関係をより明確にするため、個体の性状が変化した場合等における登録票の記載事項の変更に係る手続を創設し、占有者の住所等に変更を生じた場合の届出手続を創設する。</p> <p>【必要性】当該変更の手続については法に規定がなく運用上の対応を行っており、円滑な登録事務の実施に支障が生じていることから、国内での流通過程における登録票と個体等の対応関係をより明確にし、登録票の適切な取扱いを確実なものとし、さらに個体等の所在を明らかにしておく必要がある。</p>	
	関連条項	法第20条
想定される代替案	個体等の性状の変更経緯を明らかにして、個体等と登録票との対応関係を補完する書類を登録票とともに備え付けて譲渡し等を行うよう行政指導を行い、占有者の住所等に変更があった場合は任意の届出を受けることとする。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	代替案①の場合
	変更登録・書換交付の申請、住所変更の届出、返納に係る費用が発生する	対応関係を補完する書類にかかる印刷紙代等の費用が発生する。
(行政費用)	代替案①の場合	
上記の申請、届出、返納に係る事務費用が発生する	行政指導等に要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	代替案①の場合	
特に発生しない	特に発生しない	
規制の便益	便益の要素	
	代替案①の場合	代替案①の場合
登録票と個体等の区分の合致が担保されることで対応関係がより明確になり、適法な登録を受けた個体等であるかの確認が容易になるため、国際希少野生動植物種の個体等の流通管理が強化される。また、住所変更届出の規定により、登録票に係る個体等の所在を明らかにしておくことの実効性がより高まる。	代替案では、行政指導による任意の手続きであるため、個体等と登録票の区分の合致が担保されず、国際希少野生動植物種の個体等の適切な流通管理に支障が生じる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>変更登録・書換交付の申請、住所変更の届出、登録票の返納に係る費用が発生するが、登録票と個体等の区分の合致が担保されることで対応関係がより明確になり、適法な登録を受けた個体等であるかの確認が容易になるため、国際希少野生動植物種の個体等の流通管理が強化される。また、住所変更届出の規定により、登録票に係る個体等の所在を明らかにしておくことの実効性がより高まることが期待できる。以上から絶滅のおそれのある種の保存が図られる。</p> <p>一方で、代替案①では、行政指導による任意の手続きであるため、個体等と登録票の区分の合致が担保されず、国際希少野生動植物種の個体等の適切な流通管理に支障が生じる。</p>	
有識者の見解その他の関連事項	平成25年3月26日開催の中央環境審議会自然環境部会において、登録票の管理方法の改善を行うことが適当である旨の答申を受けた。	
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行3年後を予定。	